

別表2（第7条関係） 助成金額等

(1) 助成金の総額は、助成対象事業に係る助成対象経費総額以内とする。
(2) 助成対象経費のうち、本助成金の他に当該事業に係る諸収入（補助金、助成金等）があるときは、これを差し引いた額とする。
(3) 助成金交付の補助対象限度額は100万円とする。ただし、下限を5万円とする。